

第114回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主資本等変動計算書		1
個別注記表		2
連結株主資本等変動計算書		8
連結注記表		9

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

株式会社東邦銀行

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定にもとづき、当行ホームページに掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。
(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)

第114期 (平成28年 4月 1 日から 平成29年 3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	23,519	13,653	0	13,653	9,865	108,600	11,847	130,313
当期変動額								
別途積立金の積立						8,000	△8,000	－
剰余金の配当							△2,142	△2,142
当期純利益							7,384	7,384
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							127	127
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	8,000	△2,630	5,369
当期末残高	23,519	13,653	0	13,653	9,865	116,600	9,217	135,683

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△142	167,344	30,037	△4,649	934	26,321	193,665
当期変動額							
別途積立金の積立		－					－
剰余金の配当		△2,142					△2,142
当期純利益		7,384					7,384
自己株式の取得	△2	△2					△2
土地再評価差額金の取崩		127					127
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△10,191	2,578	△127	△7,740	△7,740
当期変動額合計	△2	5,367	△10,191	2,578	△127	△7,740	△2,373
当期末残高	△144	172,711	19,845	△2,071	806	18,581	191,292

第114期 (平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで) 個別注記表

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記 1. 及び 2. (1) と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法により償却しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6 年～50 年
その他	3 年～20 年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3 年）による定額法により費用処理（費用の減額）
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
 - (3) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
 - (4) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。
 - (5) ポイント引当金
ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

なお、一部の金融資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 7,585百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」の中の国債に55,369百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,739百万円、延滞債権額は26,591百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は465百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は603百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,400百万円であります。

なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,966百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	142,354百万円
担保資産に対応する債務	預 金	43,046百万円
	債券貸借取引受入担保金	103,246百万円
	借 用 金	5,900百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券91,227百万円及びその他の資産20,682百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金835百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は897,500百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが777,218百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも

当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用

土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,565百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 47,103百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,022百万円
 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金26,600百万円が含まれております。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は40,023百万円であります。
 15. 関係会社に対する金銭債権総額 5,218百万円
 16. 関係会社に対する金銭債務総額 14,030百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 資金運用取引に係る収益総額 33百万円
 役務取引等に係る収益総額 111百万円
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 30百万円
 関係会社との取引による費用
 資金調達取引に係る費用総額 2百万円
 役務取引等に係る費用総額 728百万円
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2百万円
 その他の取引に係る費用総額 1,269百万円
 2. 「受取補償金」は、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故に起因する償却資産及び宅地の価値減少に対する東京電力株式会社からの受取損害賠償金を計上しております。
 3. 当事業年度において、使用方法の変更等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額80百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	用 途	種 類	減損損失額 (百万円)
福島県内	営業店舗等	土 地	29
		権利金	2
	遊休資産	土 地	42
		建物等	6
計			80

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子法人等	東邦信用保証株式会社	所有 直接 50% 間接 50%	各種ローンの被債務保証取引 役員の兼任	ローン債権に対する被債務保証	628,562	－	－
				保証料の支払	503	－	－
				被債務保証の履行によるローンの回収	349	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し決定しております。保証料は、各種ローン債務者が上記子会社に直接支払うほか、一部のローンについては当行が支払っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	会津酒造株式会社	60	－	与信取引先	資金の貸付	(平均残高) 170	貸出金	169

取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引と同様な条件で行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	433	6	－	440	(注)
合 計	433	6	－	440	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

6千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成29年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合 計	－	－	－

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,683
関連法人等株式	—
合 計	6,683

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」に含めておりません。

3. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	40,094	24,731	15,363
	債券	1,047,250	1,026,446	20,804
	国債	525,846	508,873	16,972
	地方債	207,214	205,577	1,637
	社債	314,189	311,995	2,194
	その他	121,234	119,510	1,723
	小計	1,208,580	1,170,688	37,891
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,615	5,088	△473
	債券	91,677	94,152	△2,474
	国債	65,228	67,573	△2,345
	地方債	4,005	4,050	△44
	社債	22,442	22,528	△85
	その他	208,325	215,053	△6,728
	小計	304,617	314,294	△9,676
合 計		1,513,197	1,484,982	28,214

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,961
その他	7,851
合 計	9,813

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,099	1,277	51
債券	90,696	4,156	3,931
国債	82,600	4,150	3,931
地方債	—	—	—
社債	8,095	5	—
その他	38,774	792	654
合 計	133,570	6,226	4,637

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,588	—

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	4,900	4,900	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,194百万円
退職給付引当金	2,909
減価償却	972
土地再評価差額金	1,847
繰延ヘッジ損益	891
その他	3,117
繰延税金資産小計	11,934
評価性引当額	△3,181
繰延税金資産合計	8,752

繰延税金負債

土地再評価差額金	2,990
その他有価証券評価差額金	8,369
その他	1
繰延税金負債合計	11,361
繰延税金負債の純額	2,608百万円
貸借対照表における表示は以下のとおりであります。	
繰延税金資産	382百万円
再評価に係る繰延税金負債	2,990百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	758円91銭
1株当たりの当期純利益金額	29円29銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

第114期 (平成28年 4月 1 日から 平成29年 3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	23,519	13,653	139,422	△142	176,452
当期変動額					
剰余金の配当			△2,142		△2,142
連結範囲の変動				－	－
親会社株主に帰属する当期純利益			7,077		7,077
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		－	－	－	－
土地再評価差額金の取崩			127		127
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	5,062	△2	5,059
当期末残高	23,519	13,653	144,484	△144	181,512

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	30,038	△4,649	934	△4,496	21,826	198,279
当期変動額						
剰余金の配当						△2,142
連結範囲の変動						－
親会社株主に帰属する当期純利益						7,077
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						－
土地再評価差額金の取崩						127
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10,133	2,578	△127	503	△7,179	△7,179
当期変動額合計	△10,133	2,578	△127	503	△7,179	△2,119
当期末残高	19,905	△2,071	806	△3,993	14,647	196,159

第114期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

とうほう証券株式会社

東邦リース株式会社

株式会社東邦カード

株式会社東邦クレジットサービス

東邦信用保証株式会社

東邦情報システム株式会社

株式会社とうほうスマイル

- ② 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

とうほう・次世代創業支援ファンド投資事業有限責任組合

とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

とうほう・次世代創業支援ファンド投資事業有限責任組合

とうほう・ふるさと総活躍応援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行並びに連結される子会社及び子法人等が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理（費用の減額）

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、一部の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

(貸手側)

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成23年3月25日）第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日）適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産については、同会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

(14) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

なお、一部の金融資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 903百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に55,369百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,860百万円、延滞債権額は27,202百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は468百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は603百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,134百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,966百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	142,354百万円
担保資産に対応する債務	預 金	43,046百万円
	債券貸借取引受入担保金	103,246百万円
	借 用 金	5,900百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券91,227百万円及びその他資産20,682百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金837百万円及び金融商品等差入担保金98百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、909,082百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが788,800百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該

事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,565百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 51,476百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,022百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金26,600百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は40,023百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,550百万円を含んでおります。

2. 営業経費には、給料・手当16,761百万円、退職給付費用1,148百万円を含んでおります。

3. 「受取補償金」は、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故に起因する償却資産及び宅地の価値減少に対する東京電力株式会社からの受取損害賠償金を計上しております。

4. 当連結会計年度において、使用方法の変更等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額80百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	用 途	種 類	減損損失額 (百万円)
福島県内	営業店舗等	土 地	29
		権利金	2
	遊休資産	土 地	42
		建物等	6
計			80

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	252,500	－	－	252,500	
合 計	252,500	－	－	252,500	
自己株式					
普通株式	433	6	－	440	
合 計	433	6	－	440	

(注) 自己株式の変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

6千株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,134百万円	4.50円	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年11月10日 取締役会	普通株式	1,008百万円	4.00円	平成28年9月30日	平成28年12月5日
合 計		2,142百万円			

(注) 平成28年6月24日定時株主総会決議による1株当たり配当額のうち、0.50円は創立75周年記念配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,008百万円	利益 剰余金	4.00円	平成29年3月31日	平成29年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（当行及び当行の子会社等）は、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。資金運用は事業性貸出や住宅ローンなどの貸出及び有価証券投資を中心に行っており、資金調達は、主に預金により行っておりますが、日常の短期的な資金繰りにおいては金融市場から調達を行う場合もあります。このように、主として金利変動により経済価値が変動する可能性のある金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、市場の状況や長短のバランスを考慮して資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、デリバティブ取引として、金利関連、通貨関連、債券関連の取引を行っており、ヘッジ目的の取引とヘッジ目的以外の取引があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の事業法人及び個人に対する貸出金であり、貸出先の倒産や経営悪化等を原因として貸出金の元本や利息の回収が困難となり当行が損失を被る信用リスクにさらされています。当行の主たる営業地域は福島県であり、福島県の経済情勢が貸出先の業況や担保価値等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、有価証券は主に債券、株式であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされています。

借入金及びコールマネーは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされています。また、変動金利での借入を行っており、金利の変動リスクにさらされています。

デリバティブ取引には、顧客との金利スワップ、通貨スワップの直接取引があります。また、ALMの一環として、貸出金をヘッジ対象とした金利スワップ取引を行っており、同取引に対してはヘッジ会計の特例処理を適用しております。そのほか、外貨建運用にかかる外貨の調達手段として、為替予約及び運用収益の増強を目的とした債券店頭オプションがあります。これらのデリバティブ取引は、金利・為替等の変動によって損失を被るリスク（市場リスク）と、取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスク（信用リスク）にさらさ

れております。なお、当行では取引の対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引（レバレッジのきいたデリバティブ取引）は利用しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理規程等を定め、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらのリスクの状況及びリスク管理の状況については、A L M委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、格付や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスクについて、リスク量を適切に把握し、経営体力の範囲内にコントロールするとともに、リスクの配分によって適切な収益の確保を目指すため、A L M運営の一環として管理しております。リスク管理の方法や手続等については、市場リスク管理規程等に定め、V a Rのほか、金利感応度や資産・負債の期間別構成の分析、シミュレーションを用いたリスク分析などにより、金利等が変動した場合の影響度を多面的に把握するほか、有価証券種類ごとに保有限度額や損失限度額を設定し、価格変動リスクの軽減を図ることとしております。また、半期ごとにA L M方針を作成し、A L M委員会で審議を行っております。リスクの状況及びリスク管理の状況については、A L M委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

市場リスクのV a Rの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間は金利や株式等のリスクカテゴリーごとに1ヶ月～1年、信頼区間99%、観測期間は1年と5年を併用）を採用しております。平成29年3月31日（当期の連結決算日）現在の市場リスク量は、全体で75,511百万円となっております。なお、連結される子会社及び子法人等の金融資産・負債の残高・感応度に重要性が乏しいことから、市場リスク量は単体で計測を行っております。

当行では、モデルが算出するV a Rと仮定の損益を比較するバック・テストングを実施しております。実施したバック・テストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク量、取引規模、評価損益について、月次でA L M委員会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理規程等を定め、資金調達や運用状況の分析を日々行うほか、定期的にシナリオに基づく資金繰り耐久度のチェックを行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。これらのリスクの状況及びリスク管理の状況についてはA L M委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,157,095	1,157,095	—
(2) コールローン及び買入手形	3,000	3,000	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	149	149	—
(4) 有価証券 其他有価証券	1,515,429	1,515,429	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（※1）	3,224,997 △12,056		
	3,212,940	3,248,227	35,286
資産計	5,888,615	5,923,902	35,286
(1) 預金	5,230,935	5,231,165	230
(2) 譲渡性預金	390,383	390,383	0
(3) 債券貸借取引受入担保金	103,246	103,246	—
負債計	5,724,566	5,724,796	230
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	418	418	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,963)	(2,963)	—
デリバティブ取引計	(2,544)	(2,544)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他の資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

公共債の窓口販売業務として保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、純資産額に対する持分相当額を時価としております。自行保証付私募債については下記貸出金と同様の方法により時価を算出しております。

(5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を債務者の区分ごとの予想損失率に基づく理論値金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該貸出金の時価に当該ヘッジ手段の時価を含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金等の時価は、預金の種類ごとに元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利スワップ、通貨スワップ、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※1）（※2）	2,159
② 組合出資金等（※3）	7,851
合計	10,010

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 非上場株式について121百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等のうち、組合財産が不動産など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,107,160	—	—	—	—	—
コールローン	3,000	—	—	—	—	—
有価証券	282,971	442,131	151,019	249,626	134,322	92,975
其他有価証券のうち 満期があるもの	282,971	442,131	151,019	249,626	134,322	92,975
うち国債	91,332	117,142	60,068	171,795	58,812	91,923
うち地方債	64,310	116,242	17,198	6,556	8,117	—
うち社債	103,307	159,969	46,002	18,091	9,261	—
貸出金(※)	765,097	585,183	483,144	322,328	366,180	619,762
合計	2,158,229	1,027,314	634,163	571,955	500,502	712,737

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,063百万円、期間の定めのないもの54,237百万円は含めておりません。

(注4) 預金、譲渡性預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	5,023,038	181,565	26,303	15	12	—
譲渡性預金	390,143	240	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	103,246	—	—	—	—	—
合計	5,516,429	181,805	26,303	15	12	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成29年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	40,167	24,800	15,366
	債券	1,048,455	1,027,648	20,806
	国債	525,846	508,873	16,972
	地方債	208,418	206,778	1,640
	社債	314,189	311,995	2,194
	その他	122,027	120,173	1,854
	小計	1,210,650	1,172,622	38,027
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	4,691	5,177	△486
	債券	91,677	94,152	△2,474
	国債	65,228	67,573	△2,345
	地方債	4,005	4,050	△44
	社債	22,442	22,528	△85
	その他	208,410	215,143	△6,733
	小計	304,779	314,474	△9,694
合 計		1,515,429	1,487,096	28,333

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,099	1,277	51
債券	90,696	4,156	3,931
国債	82,600	4,150	3,931
地方債	—	—	—
社債	8,095	5	—
その他	38,774	792	654
合 計	133,570	6,226	4,637

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

なお、当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成29年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,588	—

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成29年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	6,000	6,000	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、賃貸等不動産関係の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 778円22銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 28円07銭

なお、潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。